

<別紙 1>

老人保健施設のぞみ苑訪問リハビリテーション並びに
介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 事業者の概要

(1) 名称等

- ◇事業者名 老人保健施設のぞみ苑
- ◇開設年月日 平成 27 年 9 月 1 日
- ◇所在地 岡山県津山市川崎 554-5
- ◇電話番号 0868-26-8877
- ◇FAX番号 0868-26-3100
- ◇管理者名 石川 泰祐

(2) 事業の目的

老人保健施設のぞみ苑（以下「事業者」という。）が行う指定訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び運営規程に関する事項を定め、要介護状態及び要支援状態の者（以下「利用者」という。）に対し、適切な事業を提供することを目的とします。

(3) 運営方針

当事業者は、利用者及びその家族のニーズ等を十分に勘案し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な訪問リハビリテーションサービスが総合的に提供されるよう配慮して行います。

2. 職員の職種人員及び業務内容

職 種	常 勤	非常勤	業 務 内 容
作業療法士	1人以上 (兼務)	-	訪問リハビリテーション業務 (介護予防含む)
言語聴覚士	1人以上 (兼務)	-	

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～土曜日とする。ただし、国民の祝日、盆休暇(8月13日～15日)及び年末年始(12月30日～1月3日)は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時

4. 訪問リハビリテーションの開始・終了基準

(1) 開始基準

医師が訪問リハビリテーションを必要と認めた利用者に対して実施します。開始にあたっては、医師が疾患別に訓練内容を決定し、指示書を発行します。訪問リハビリテーションを開始

する際には必ずリスク管理を行い、異常がないことを確認します。訓練内容の変更が必要な場合は、医師の判断に基づき、再度指示書を発行してもらいます。訓練実施中に異常があった場合は、一旦中断し、直ちに医師へ報告します。

(2) 終了基準

下記の項目に該当する場合は、医師への報告、指示のもと、訪問リハビリテーションを終了します。

- ① 訪問リハビリテーション実施計画書に掲げた目標をすべて達成した場合。
- ② 訪問リハビリテーションを実施しなくても機能改善が図れる、又は終了しても機能維持が出来ると判断された場合。
- ③ 利用者が訪問リハビリテーションを望まない場合。
- ④ その他、終了可能と判断された場合。

5. 通常の事業の実施区域

通常の事業の実施範囲は、津山市(旧津山市のみ)及び美咲町の区域です。

6. 利用料金

(1) 料金内容

訪問リハビリテーションに係る料金の詳細は、別表1 訪問リハビリテーション利用料金表のとおりです。

(2) 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末までにお支払い下さい。

お支払い頂きますと領収書を発行致します。お支払いの方法は、口座引落となります。利用契約時に金融機関（郵便局・中国銀行・J A）をお選び下さい。

7. サービス内容

- (1) 基本動作能力の維持・改善
- (2) 日常生活動作の維持・改善
- (3) 廃用症候群の予防・改善
- (4) 在宅生活の環境改善（福祉用具・住宅改修の検討・相談など）
- (5) 介護者負担の軽減
- (6) 家族指導
- (7) 心理的支援
- (8) その他

8. 個人情報の取り扱い

利用者等の個人情報については、別紙11「患者さま並びに利用者さまの個人情報の取り扱いに関するご案内」による取り扱いを遵守します。

9. 苦情処理

(1) 施設

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、要望や苦情などは、お気軽にご相談下されば速やかに対応いたします。

相談受付者 新田 栄子 電話（0868-26-8877）

相談解決者 石川 泰祐 電話（0868-26-8877）

(2) 施設外相談先

- ① 岡山県国民健康保険団体連合会介護 110 番（086-223-8811）
- ② 津山市福祉健康部高齢介護課（0868-32-2070）
- ③ 美咲町柵原総合支所住民福祉課（0868-62-1114）
美咲町地域包括支援センター（0868-66-1195）

10. 協力医療機関等

当事業者では、下記の併設医療機関にご協力いただいています。

- ◇名称 医療法人 東浩会 石川病院
- ◇院長名 石川 泰祐
- ◇所在地 岡山県津山市川崎 554-5
- ◇電話番号 0868-26-2188
- ◇FAX番号 0868-26-1071

11. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所が、利用者に対しサービスの提供をするため事故が発生した場合は速やかに、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等関係機関に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。
- (2) 当事業所は、利用者に対しサービスを提供するため事故が発生した場合には、必要に応じ損害賠償を行います。

12. 第三者評価

提供するサービスの第三者評価については「未実施」となっています。

14. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について事業所従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 当該事業所において、事業所従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。

15. その他

当施設についての詳細は、ホームページ並びにパンフレットで確認いただけます。

老人保健施設のぞみ苑訪問リハビリテーションサービスを利用するにあたり、重要事項説明書、別表1「訪問リハビリテーション利用料金表」、別紙11「患者さま並びに利用者さまの個人情報の取り扱いに関するご案内」について、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所 -----

氏名 ----- (印)

<利用者家族>

住所 -----

氏名 ----- (印)

<署名代行者>

住所 -----

氏名 ----- (印)

<身元引受人①>

住所 -----

氏名 ----- (印)

<身元引受人②>

住所 -----

氏名 ----- (印)